

資料編

1 藤岡市環境基本条例

(平成10年3月17日条例第12号)

私たち藤岡市民は、緑豊かな山々と清らかに澄んだ「鮎川」の流れなど素晴らしい自然環境の恵みのもとに、健康で文化的な生活を営んでいる。この自然と良好な環境は、多くの動植物の生存と同時に、私たちの生活の基盤となっている。

しかし、近年の社会経済活動の進展は、私たちの生活の利便性を高める一方で、生活環境の悪化や、微妙な均衡の上で成り立つ自然の生態系にも影響を与えている。

私たちは、自然から与えられた豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を子孫に引き継ぐ責務を有している。

この責務を果たすため、私たちは、あらゆる活動において環境に配慮することにより、自然と人が共生できる社会を築くことに積極的に取り組まなければならない。

私たち市民は、藤岡の良好な環境の保全及び創造を図り、史跡を大切に、青い空と緑を育て、清潔なまちづくりを目指し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって人の健康若しくは生活環境又は動植物の生育環境に被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての

市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が日常生活又は事業活動のなかで、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むことにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動による製品その他の物が廃棄物となった場合、その適正な処理を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動による製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるものとする。

5 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、市の環境の現況、良好な環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況について、年次報告書を作成し、公表しなけ

ればならない。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の推進)

第8条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨とし、各種の施策の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 清流と緑豊かな自然環境の保全及び創造の推進
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、公害の未然防止、省資源及び省エネルギーの推進
- (3) 廃棄物の適正処理及び減量化並びにリサイクルの推進
- (4) 美しく清潔な地域づくりの推進

2 市は、前項に規定された事項を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境基本計画の策定等)

第9条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、藤岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を策定する場合は、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに藤岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全及び創造について適正な配慮が行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全上の規制)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為、その他環境保全上の支障を防止するため、

必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境保全上の誘導)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に資する活動を行うよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び情報の提供)

第14条 市は、環境教育の振興及び環境に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が良好な環境の保全及び創造についての理解を深められるために、必要な情報の提供に努めるものとする。

(調査・測定等)

第15条 市は、環境状況の把握、環境変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(連携)

第16条 市は、良好な環境の保全及び創造を行うに当たり、広域的な取組が必要と認められるものについて、国又はその他の地方公共団体に対して協力を求め、連携して必要な措置を講ずるものとする。

第3章 良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制

(環境審議会の設置)

第17条 市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、藤岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織等)

第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民及び各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に、会長及び副会長各1人を置

- き、委員の互選により決める。
- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(藤岡市環境審議会条例の廃止)

- 2 藤岡市環境審議会条例(平成 8 年条例第 4 号)は、廃止する。

附 則(平成 15 年条例第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 藤岡市環境審議会規則

(平成10年3月17日規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、藤岡市環境基本条例(平成10年条例第12号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、藤岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、答申する。

- (1) 条例第4条に規定する施策の策定に関すること。
- (2) 良好な環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第5条 審議会に専門の事項を調査させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干名を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

3 藤岡市環境審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	所属機関等	氏名	備考
学識経験者	群馬医療福祉大学 看護学部看護学科 准教授	源内和子	
	高崎経済大学 地域政策学部地域づくり学科 教授	飯島明宏	
市民及び各種団体を代表する者	藤岡市区長会	清水一憲	
	藤岡市連合婦人会	染谷さかえ	
	藤岡市商工会議所 青年部	古市和男	
	藤岡市健康推進員協議会	梨木かほる	
	藤岡青年経営者協議会	根岸隆男	
	藤岡労働基準協会	田所武司	
	群馬県環境資源創生協会 藤岡支部	関口貴久	
	カワゲラの会	掛川優子	
	群馬県環境アドバイザー 藤岡ブロック	武藤国浩	副会長
	日野ホタルの会	福田一男	会長
群馬県地球温暖化防止活動推進員	高橋哲夫		
事業者	市光工業株式会社 藤岡製造所	峯岸竜二	
	群馬県建設業協会 藤岡支部	富澤博邦	
	生活協同組合コープぐんま	金沢司	
	株式会社チノー	村田匡史	
行政機関職員	群馬県西部環境森林事務所	神戸洋起	
	藤岡市小中学校校長会	佐藤淳	

※令和4年6月1日現在

4 策定経過

1. 第3次環境基本計画策定まで

平成29年	4月	藤岡市環境基本計画策定委員会委員会の設置
	9月1日	市民・事業者アンケート調査実施
	10月～	現行計画関連施策現況等調査実施
平成30年	2月6日	第1回藤岡市環境基本計画策定委員会開催 ・計画策定基本方針の決定
	2月22日	平成29年度第1回藤岡市環境審議会開催 ・計画策定基本方針の説明
	6月7日	平成30年度第1回藤岡市環境審議会開催 ・藤岡市環境審議会委員委嘱 ・環境審議会に対し第3次環境基本計画の策定について諮問
	10月9日	平成30年度第2回藤岡市環境審議会開催
	10月12日	第2回藤岡市環境基本計画策定委員会開催
	10月26日	第3回藤岡市環境基本計画策定委員会開催
	11月6日	平成30年度第3回藤岡市環境審議会開催
	12月3日～	パブリックコメント手続き（平成31年1月15日まで）
平成31年	1月17日	第4回藤岡市環境基本計画策定委員会開催
	1月24日	平成30年度第4回藤岡市環境審議会開催
	2月14日	第3次藤岡市環境基本計画の策定について答申

2. 第3次環境基本計画（改訂版）策定まで

令和3年	11月15日	令和3年度第1回藤岡市環境審議会開催
		・計画の改訂について説明
令和4年	6月6日	令和4年度第1回藤岡市環境審議会開催
		・藤岡市環境審議会委員委嘱
		・環境審議会に対し第3次環境基本計画の改定について諮問
		・第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）の骨子案について議論
令和4年	10月26日	令和4年度第2回藤岡市環境審議会開催
		・第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）の素案について議論
	12月21日	令和4年度第3回藤岡市環境審議会開催
		・第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）の素案について議論
令和5年	1月4日～	パブリックコメントの実施（令和5年2月13日まで）
	3月1日	令和4年度第4回藤岡市環境審議会開催
		・第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）の答申について議論
	3月16日	第3次環境基本計画（改訂版）の策定について答申

5 アンケート調査結果

環境保全などに関わる市民及び市内事業者の意識や意見、要望、環境行政へのニーズなどを把握し、それらを新しい環境基本計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■市民アンケート

調査対象	市内在住の15歳以上79歳以下の男女1,000人
抽出方法	住民基本台帳データから無作為に抽出
調査方法	郵送配布一郵送回収
調査期間	平成29年9月1日～10月13日
回収数	376（回収率37.6%）

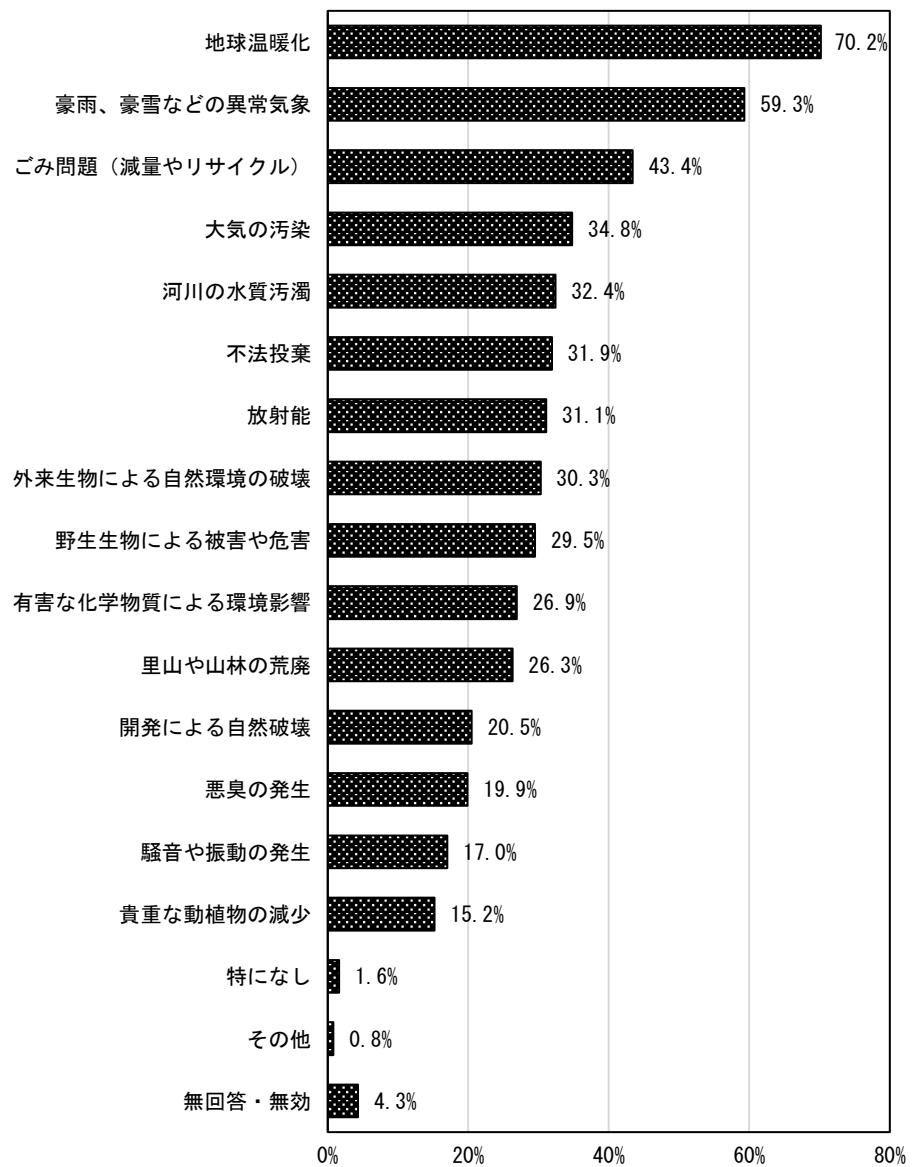
■事業者アンケート

調査対象	市内で営業する300事業所
抽出方法	タウンページから産業分類毎にバランスを考慮し抽出
調査方法	郵送配布一郵送回収
調査期間	平成29年9月1日～10月13日
回収数	141（回収率47.0%）

■市民アンケート結果（抜粋）

関心のある環境問題（複数回答）

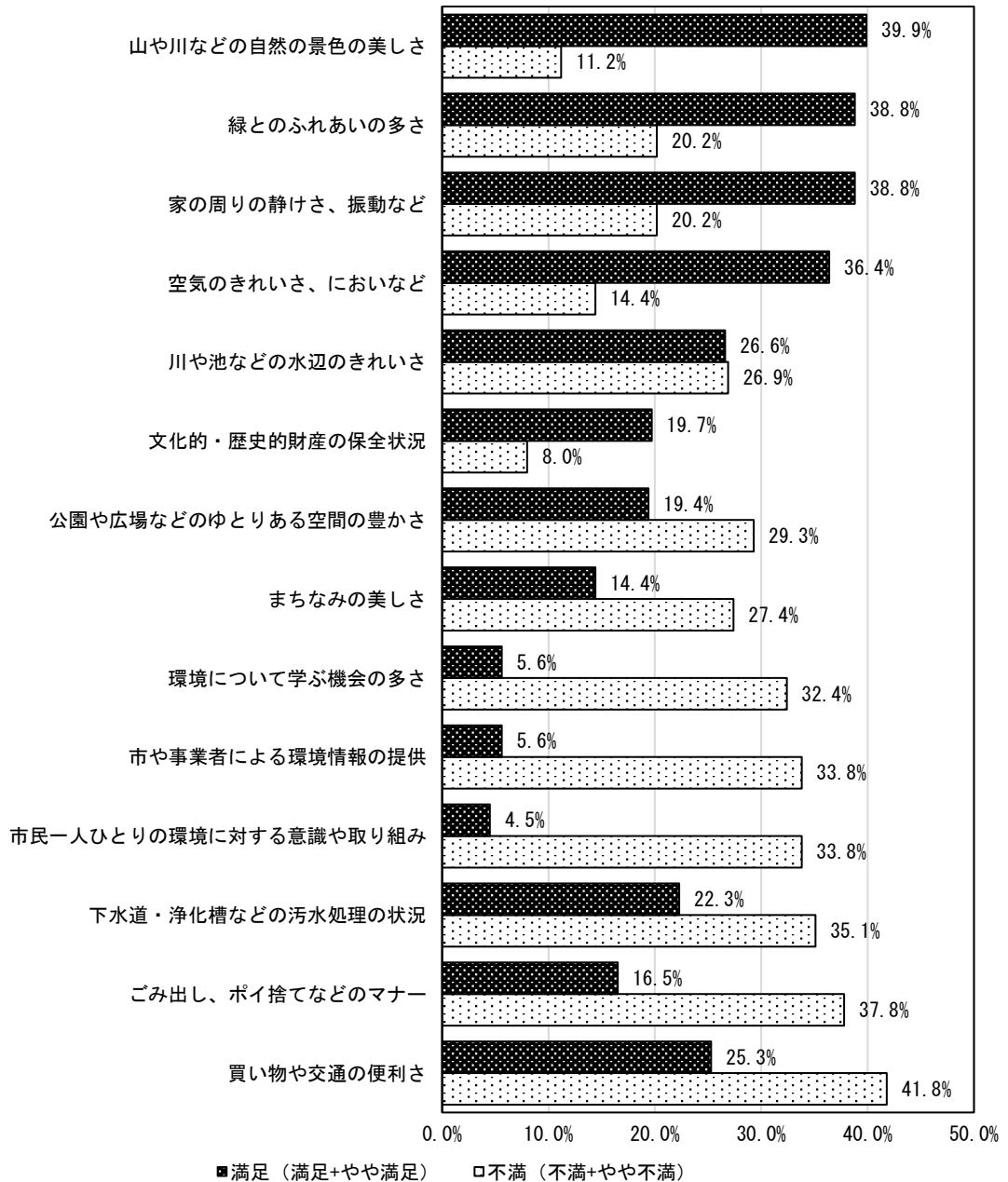
市民が関心を持っている環境問題としては、「地球温暖化」が70.2%で最も比率が高く、次いで「豪雨、豪雪などの異常気象」が59.3%、「ごみ問題（減量やりサイクル）」が43.4%、「大気汚染」が34.8%等となっています。



環境に対する満足度（複数回答）

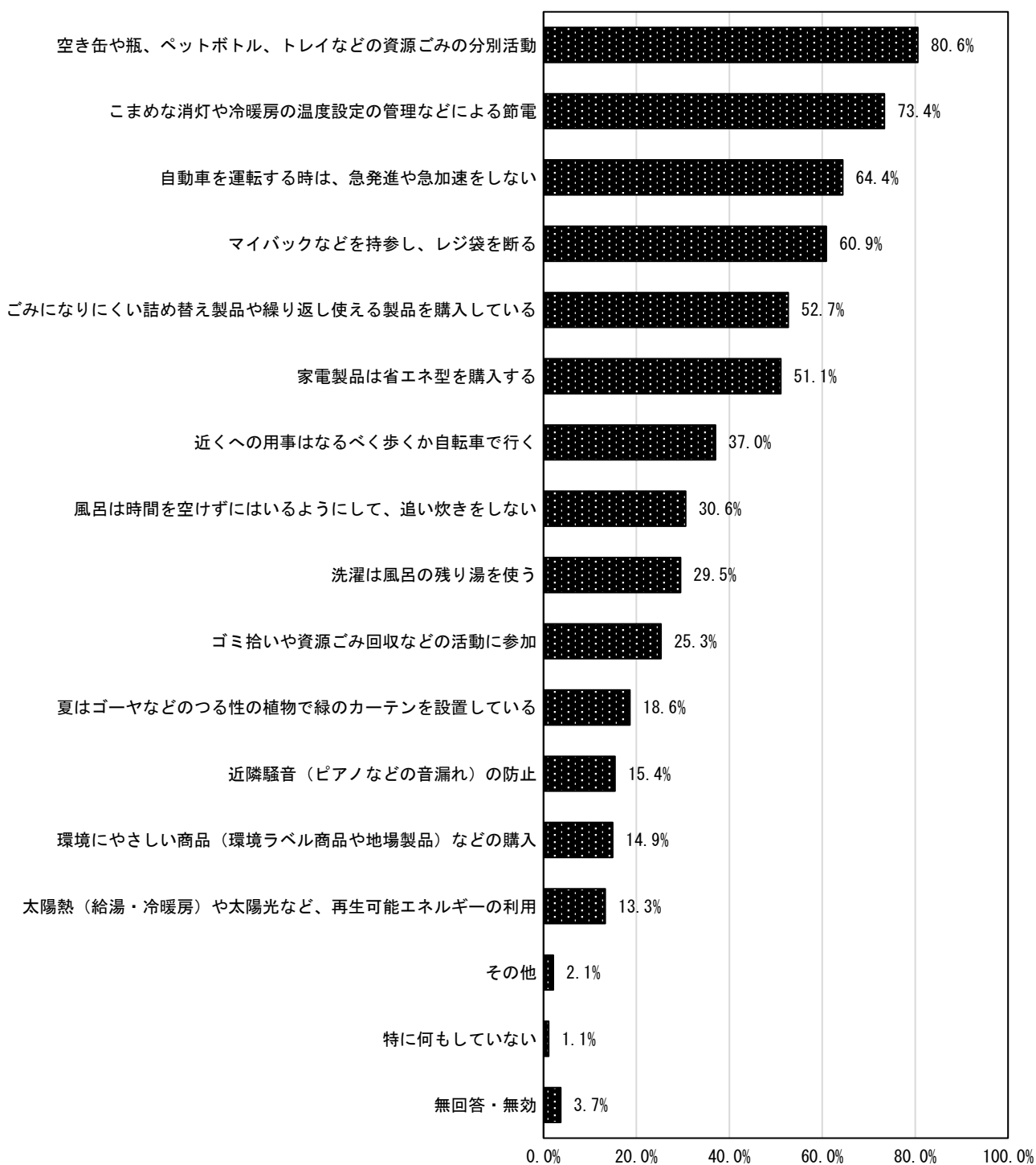
環境に対する満足度をみると、「山や川などの自然の景色の美しさ」、「緑とのふれあいの多さ」、「家の周りの静けさ、振動など」については、現状における満足度が高く、現在の好ましい状態を今後も維持・増進していく必要性が示唆されているものと考えられます。

また、「ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー」、「買い物や交通の便利さ」については、現状の満足度が低いことから、市民への環境意識の啓発・醸成や環境教育などを推進していく必要があるものと考えられます。



環境にやさしい行動（複数回答）

環境にやさしい行動について、「空き缶や瓶、ペットボトル、トイレなどの資源ごみの分別活動」が80.6%と最も多く、次いで「こまめな消灯や冷暖房の温度設定の管理などによる節電」(73.4%)、「自動車を運転する時は、急発進や急加速をしない」(64.4%)の順となっており、9割以上の方が環境にやさしい行動に取り組んでいます。



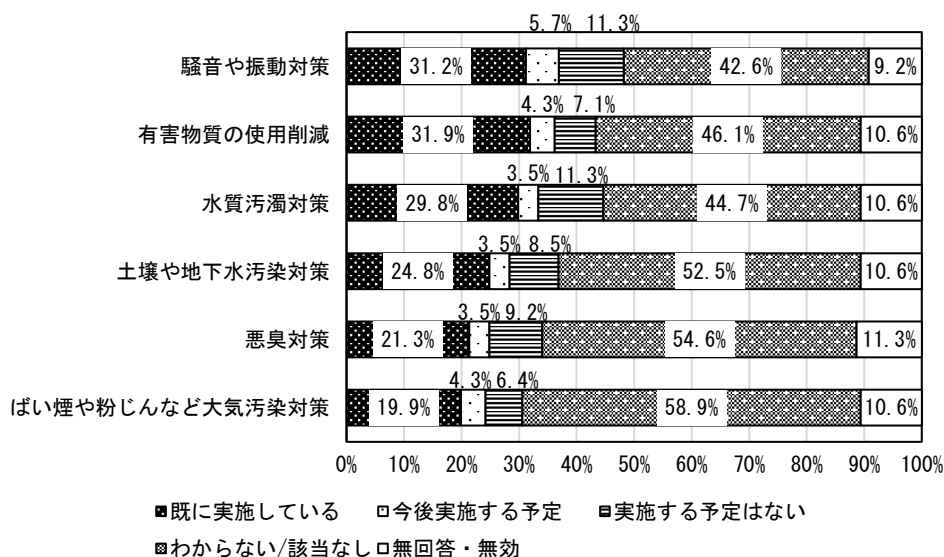
■事業者アンケート結果（抜粋）

環境保全の取り組み状況（単数回答）

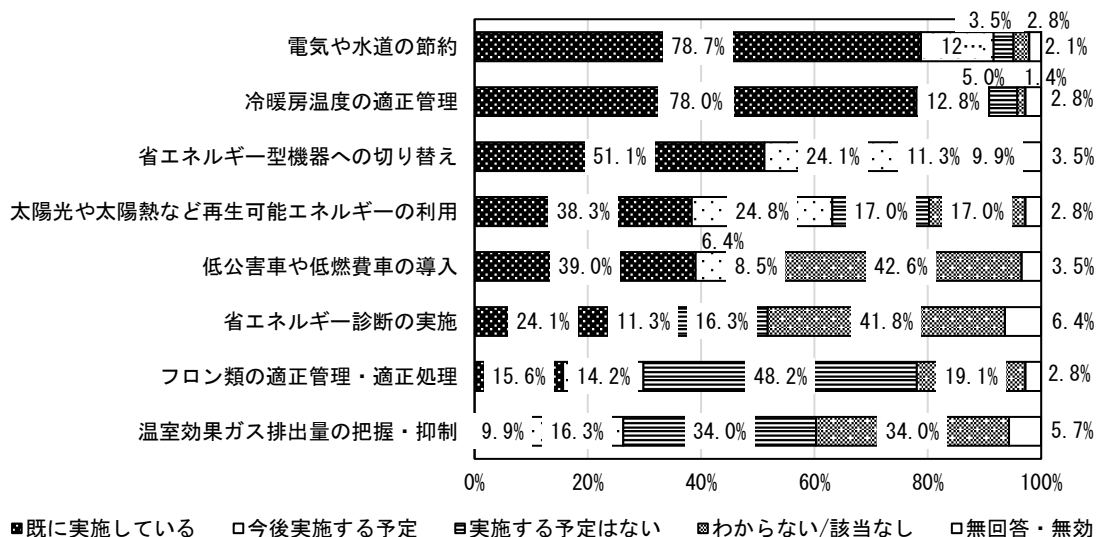
（1）公害防止対策

公害防止対策について、回答全体では「実施済み」との回答が、「有害物質の使用削減」で31.9%と最も多く、次いで、「騒音や振動対策」が31.2%、「水質汚濁対策」が29.8%となっています。

設問の全項目において、「該当しない」との回答が過半数の高い割合を示していることから、今回回答をお寄せ頂いた事業者においては、公害が発生する規模の環境への直接的な影響が少ないことが推察されます。

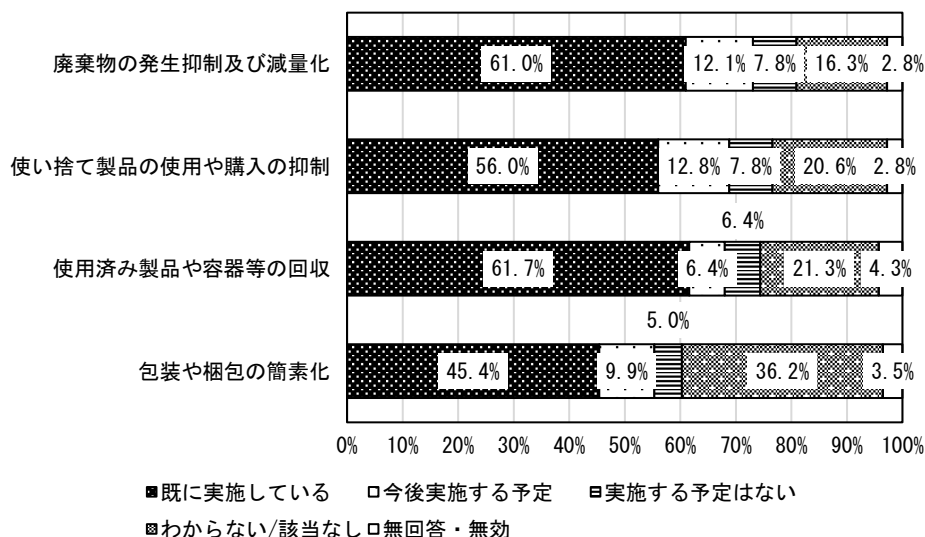


省エネルギー対策について、回答全体では「実施済み」との回答が、「電気や水道の節約」で78.7%と最も多く、次いで、「冷暖房温度の適正管理」が78.0%、「省エネルギー型機器への切り替え」51.1%、「太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用」が38.3%の順となっています。全体的な傾向として、経費節減を兼ねた省エネルギー対策や節水などの取り組みは積極的に実施している様子がみられます。

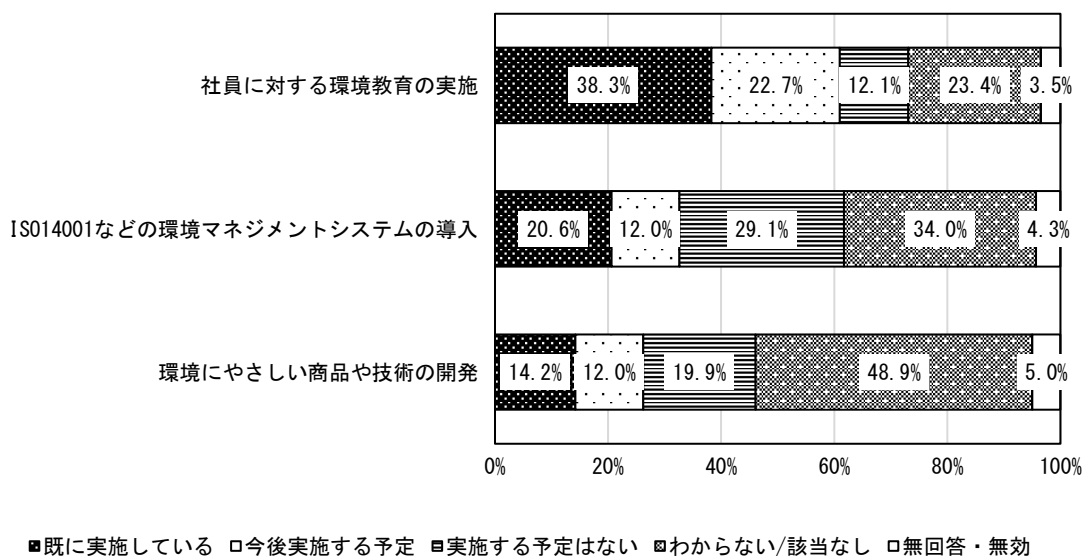


廃棄物対策について、回答全体では「実施済み」との回答が、「使用済み製品や容器等の回収」で61.7%と最も多く、次いで、「廃棄物の発生抑制及び減量化」が61.0%、「使い捨て製品の使用や購入の抑制」が56.0%の順となっています。

また、環境配慮型製品導入や使い捨て製品を減らす試みなどに半数以上の事業所が積極的に取り組む姿勢を示しています。



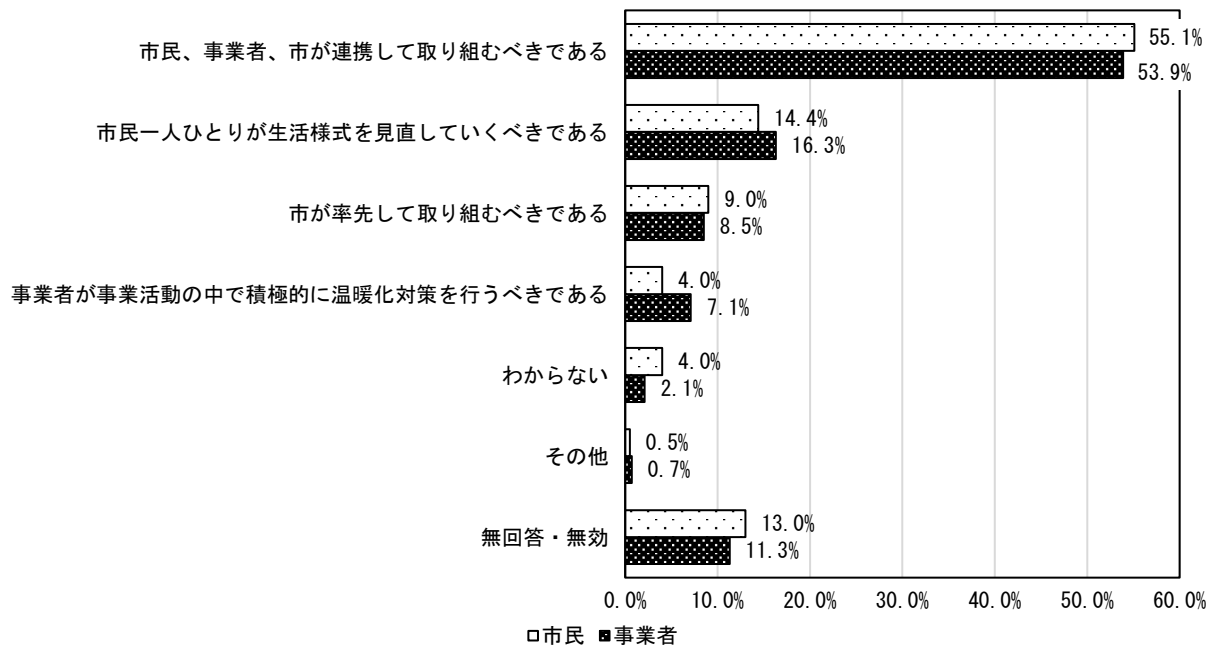
その他の取り組みについて、回答全体では「実施済み」との回答が、「社員に対する環境教育の実施」が38.3%と最も多く、次いで、「ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入」が20.6%、「環境にやさしい商品や技術の開発」が14.2%となっています。



■市民・事業者共通アンケート結果（抜粋）

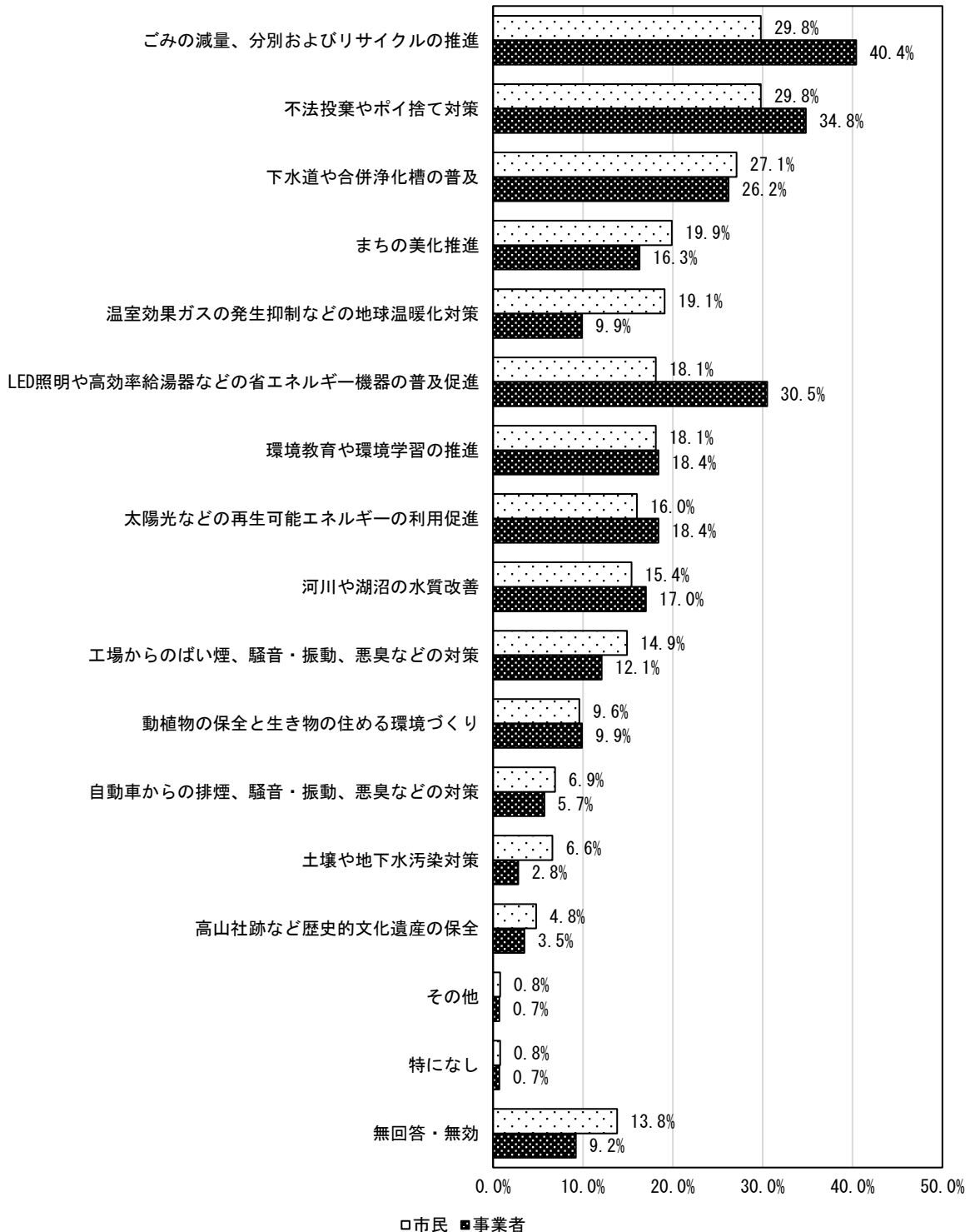
地球温暖化対策に向けた行動を進めるうえで重要なこと（単数回答）

地球温暖化対策に向けた行動を進めるうえで重要なことについて、市民、事業者共に「市民、事業者、市が連携して取り組むべきである」がそれぞれ55.1%、53.9%と最も高く、次いで「市民一人ひとりが生活様式を見直していくべきである」が14.4%と16.3%、「市が率先して取り組むべきである」が9.0%と8.5%、「事業者が事業活動の中で積極的に温暖化対策を行うべきである」が4.0%と7.1%、「わからない」が4.0%と2.1%、「その他」が0.5%と0.7%、「無回答・無効」が13.0%と11.3%の順となっています。



市が重点的に進めるべき環境への対策（複数回答）

市が重点的に進めるべき環境への対策について、市民、事業者共に「ごみの減量、分別およびリサイクルの推進」がそれぞれ29.8%、40.4%と最も高く、次いで「不法投棄やポイ捨て対策」が29.8%、34.8%、「下水道や合併浄化槽の普及」が27.1%、26.2%の順となっており、多くの人がごみの減量や不法投棄への対策を重点的に進めるべきと感じていると推察されます。



6 第2次藤岡市環境基本計画施策実施状況

第2次藤岡市環境基本計画における施策の実施状況の調査結果を以下に示します。

I 大自然の豊かな恵みを次世代に伝えるまち

1. 清らかな水の保全					
(1) 水源の維持と水質の保全					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
河川の水質基準達成率		86.0%	83.9%	90.0%	▲
取組	①水源の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備計画に沿った水源のかん養機能のための間伐や伐採の実施(農林課) ・水源付近の廃棄物監視パトロールの実施(環境課、農林課、浄水課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や各種団体との協働による河川クリーン作戦の実施による水源地保護意識の高揚(土木課) ・浄水場見学会を通じた水源の美化意識の啓発(浄水課) 	
	②水質の監視・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水質調査による水質の監視(環境課) ・県と連携した地下水調査による水質の監視(環境課) ・水環境保全意識高揚のための広報(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続替え推進(下水道課) ・合併処理浄化槽転換補助金制度による合併浄化槽への転換推進(下水道課) ・河川クリーン作戦の実施(土木課) 	
(2) 清流と水辺環境の保全					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
水辺空間の整備率		-	-	↗	-
取組	①水辺空間の整備と利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県営農地整備事業における環境に配慮した水路の整備による水辺空間の整備(農村整備課) ・野鳥観察会や水辺の外来生物講演会の開催(土木課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報を用いたかん川水辺の楽校などイベント情報の周知(土木課) ・ヤリタナゴ保護団体と連携した美化運動および河川保護活動の実施(文化財保護課) 	

2. 豊かな自然と貴重な生態系の保全					
(1) 森林の整備・保全					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
森林整備率		2%	-	20%	-
取組	①森林の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画(H27～H31年度)に基づく森林整備の推進(農林課) ・森林整備地域活動支援事業補助金を活用した森林施業や地域活動の支援(農林課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材生産促進事業補助金の交付による間伐材利用支援(農林課) ・群馬緑の県民基金事業による自然観察会や森林整備体験の開催(農林課) 	
	②外来種対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・HPを利用した特定外来生物に関する情報提供(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・鮎川親子釣り教室など体験教室の開催(生涯学習課) ・藤ウオークや冬桜ウオーク、駅からハイキングなどのイベントの開催(スポーツ課、秘書課) 	
(2) 貴重な動植物の保護と生態系の保全					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
自然保護団体数		9団体	15団体	↗	○
自然保護活動者数		328人	541人	↗	◎
取組	①生態系全体を考慮した自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤリタナゴ関連保護団体との協働によるヤリタナゴ保護活動およびヤリタナゴ観察会の開催(文化財保護課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・鮎川親子釣り教室など体験教室の開催(生涯学習課) ・藤ウオークや冬桜ウオーク、駅からハイキングなどのイベントの開催(スポーツ課、秘書課) 	
	②外来種対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・HPを利用した特定外来生物に関する情報提供(環境課) 			

【状況欄の見方について】
◎ 目標を達成しているもの
○ 目標を概ね達成または達成できそうなもの
▲ 目標の達成がむずかしいもの

II 誰もが快適に暮らせるまち

1. 快適で安らげる生活環境の確保

(1) 生活排水対策の推進

指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
下水道の普及率	21.8%	32.1%	29.0%	◎
水洗化率(接続率)	77.6%	73.3%	85.0%	▲
合併処理浄化槽数	2,390基	5,643基	5,000基	◎
取組	①家庭からの排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続替え推進(下水道課) ・合併処理浄化槽転換補助金制度による合併浄化槽への転換推進(下水道課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報、HPを用いた家庭における水質汚濁負荷削減の啓発(環境課) ・資源ごみとしての廃食油の回収(清掃センター)
	②事業活動からの排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との環境保全協定の締結(環境課) ・県などと連携した水質汚濁事故への対応および指導(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・JAや県と連携した農業の適正使用などに関する講習会の開催(農林課)

(2) 公害の未然防止

指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
公害苦情件数	176件	178件	100件	▲
環境保全協定締結事業者数	52事業者	37 ^{*1} 事業者	70事業者	▲
取組	①公害苦情の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・原因者に対する県や警察などの関係機関と連携した指導(環境課) 		
	②公害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との環境保全協定の締結(環境課) ・プリウスなど低公害車の導入(財政課) ・電気自動車用急速充電器の導入(商工観光課、にぎわい観光課) ・市民に対するエコドライブの推進(環境課) ・広報、HPを用いた野外焼却禁止の啓発(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した野外焼却実施者に対する指導(環境課) ・公共施設における空間放射線量の測定および測定結果の情報提供(環境課) ・清掃センターにおけるダイオキシン類の測定調査の実施(清掃センター)

*1…旧協定から新協定へ移行した数値

2. 美しい景観、心和む風景の保全

(1) 自然景観の保全

指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
緑の基本計画における住民満足度	45.0%	-	65.0%	-
取組	①自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・三波川および冬桜の保護・活用の推進(にぎわい観光課、文化財保護課) ・藤岡市景観条例の策定(都市計画課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじの咲く丘」整備および「ふじまつり」「桜まつり」の開催による地域の景観資源の活用(商工観光課)
	②農地・山林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県、JAと連携した帰農者に対するサポート体制の構築(農林課) ・関係機関と連携した耕作放棄地の貸付による遊休農地の解消(農林課、農業委員会) ・青年就農給付金交付事業による新規就農者の確保(農林課) ・県営農地整備事業による農地の集積(農林課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・森林育成に関わる林道の整備(農林課) ・国、県の補助事業を活用した森林整備の実施(農林課) ・ららん藤岡を活用した地元農産物の販売による地産地消の推進(商工観光課) ・学校給食における地元農産物の活用(給食センター)

(2) 街並み景観と緑地の保全

指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
景観満足度	-	61.5%(※H24実績)	↗	-
市街地公園利用者数	424,138人	370,736人	700,000人	▲
1人当たり都市計画公園面積	10.9㎡	13.3㎡	68.8㎡	▲
取組	①市街地における景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡市景観条例の制定および行為者に対する指導(都市計画課) ・屋外広告物条例および行為者に対する指導(都市計画課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設、公園への藤棚の設置(都市施設課)
	②緑地・公園の整備、自然とふれあう活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・桜まつり、ふじまつりなどの広報推進、SNSの活用によるPR(商工観光課) ・桜山やふじの咲く丘、高山社跡などを活用したスポーツイベントの開催(スポーツ課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・誕生記念樹の配付(都市施設課) ・関係機関と連携した苗木の配付(農林課) ・グリーンカーテンの推進(環境課)

Ⅲ 地球の未来に向けて環境づくりに取り組むまち

1. 地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガスの排出抑制					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
市役所のCO ₂ 排出量削減率		0 % (基準年度)	2.4 %	10.0 %	▲
取組	①地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定による温暖化対策の推進(環境課) ・住宅用太陽光発電システム設置費補助制度による温室効果ガスの削減(環境課) ・公共施設への太陽光発電設備導入による温室効果ガスの削減(各施設所管課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報、HPを用いた節電・省エネ活動の情報提供(環境課) ・公共施設へのグリーンカーテンの設置による市民、事業者への啓発(環境課) ・公共施設・公園の緑化(都市施設課) ・国、県の補助事業を活用した二酸化炭素吸収源である森林整備の実施(農林課) 	
	②省資源・省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、HPによる省エネ活動に関する情報提供(環境課) ・公共施設へのLED灯など省エネ機器導入(各施設所管課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対するバス利用割引制度による公共交通機関の利用促進(地域安全課) ・電気自動車用急速充電器の設置(商工観光課、にぎわい観光課) 	
(2) 新エネルギーの導入の推進					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
太陽光発電システム導入助成制度利用世帯数		0 世帯	1,446 世帯	200 世帯	◎
取組	①地域特性に応じた新エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム補助制度による新エネルギーの導入促進(環境課) ・市有施設への太陽光発電設備の導入(各施設所管課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者との協働による新エネルギーの活用検討および検討結果による小水力発電の設置(環境課) 	
	②新エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム補助制度による新エネルギーの導入促進(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報、HPによる省エネ、新エネに関する情報提供(環境課) 	

2. 資源循環型の地域社会の形成

(1) ごみの減量とリサイクルの推進					
指標項目		基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
一般廃棄物の総排出量		29,904 t	27,980 t	27,540 t	○
一般廃棄物の再生利用率		13.7 %	20.6 %	18.0 %	◎
取組	①廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ出しカレンダー」や「ごみの分け方・出し方」の毎戸配布によるごみ処理に関する情報提供及び分別の推進(清掃センター) ・資源ごみの分別回収、小型家電のリサイクル、リサイクルプラザでの再利用化などによる3Rの推進(清掃センター) ・小学生へのマイバッグ配付によるマイバッグ持参運動の推進(環境課、～H23) ・県と連携したレジ袋削減店頭啓発の実施(環境課) ・広報、HPによる資源物収集量や再生利用状況等についての情報提供(清掃センター) ・生ごみ処理容器購入費補助制度による生ごみの減量(清掃センター、～H24) ・資源ごみの分別品目の追加(清掃センター) 		<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝粉砕機貸出制度創設によるごみの減量(清掃センター) ・塵芥収集所設置管理要綱やごみ分別指導管理委託料交付制度によるゴミステーションの適正管理及び分別の指導(清掃センター) ・資源集団回収事業奨励補助制度によるリサイクルの推進(清掃センター) ・藤岡市グリーン購入基本方針による環境配慮製品の率先購入(環境課) ・市内施設見学会の開催による清掃センター見学とごみ減量の啓発(秘書課、清掃センター) ・焼却灰の再資源化によるリサイクル率の向上(清掃センター) ・清掃センター長寿命化計画に基づく処理施設の適切な維持管理(清掃センター) 	
	②不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄発生時の県・警察と連携した迅速な対応の実施(環境課) ・不法投棄情報の記録(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「不法投棄禁止」看板の配付(環境課) ・広報による啓発(環境課) 	

IV すべての人が環境保全について学び、実践するまち

1. 環境教育・環境学習の推進					
(1) 環境保全についての意識啓発、環境に対する理解増進					
	指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
	こどもエコクラブ加入団体数	0 団体	1 団体	16 団体	▲
取組	①あらゆる場での環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座による環境学習の実施(生涯学習課、環境課) ・学校指導要領に基づく環境学習授業の実施(学校教育課) ・小中学校におけるリサイクル・環境美化活動を通じた環境保全意識の啓発(学校教育課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・給食における食育の実施(学校教育課、給食センター) ・小水力発電の設置による環境教育の場の創設(環境課) 	
	②環境保全についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、HPを用いた環境保全に対する意識啓発(環境課) ・小水力発電の設置による環境教育の場の創設(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・HPなどによるこどもエコクラブについての情報提供(環境課) 	
(2) 環境情報の提供、情報公開の推進					
	指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
	環境アドバイザー登録者数	11 人	11 人	30 人	▲
取組	①環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小水力発電の設置による環境教育の場の創設(環境課) ・HPなどによる環境アドバイザーについての情報提供(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報、HPによる環境情報の提供(環境課など) ・小学校での環境保全活動や尾瀬学校の実施(学校教育課) ・児童向け環境学習書籍の収集(図書館) 	
2. 環境保全活動の推進					
(1) 主体的な環境保全活動等の推進					
	指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
	環境活動市民団体数	34 団体	121 団体	100 団体	◎
	環境美化活動への参加者数	1,550 人	4,669 人	2,500 人	◎
	環境認証取得事業者数	53 事業者	96 事業者	100 事業者	○
取組	①一人ひとりの環境保全の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や各種団体などとの協働による河川クリーン作戦実施による環境美化の推進(土木課) ・美化活動用ごみ袋の無料配布による地域美化に対する奉仕精神の醸成(環境課) ・不法投棄、ごみの散乱防止のに向けた啓発看板の配付(環境課) ・広報、HPによる地域美化に対する意識啓発(環境課) ・地域美化活動推進事業制度の創設による環境保全活動の育成及び活性化(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止施設整備資金に対する利子補給制度による事業者への公害防止対策の推進(環境課) ・環境関連功労者に対する表彰・顕彰への推薦(環境課) ・ISO認証取得支援制度による環境認証取得の支援(商工観光課) ・HPによる環境認証制度についての情報提供(環境課) ・公共工事における環境に配慮した製品の活用(契約検査課、工事を発注する各課) 	
	②地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収事業補助制度やごみ袋無料配布制度などによる地域コミュニティの活性化(担当各課) 			
(2) 協働のための仕組みづくり					
	指標項目	基準値(H19)	現状値(H28)	目標値(H30)	状況
	アダプトプログラム登録件数	0 件	64 件	120 件	▲
取組	①市民、事業者、市が協働した環境保全の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や各種団体との協働による美化活動(藤岡まつり、河川クリーン作戦、道路クリーン作戦、ごみゼロ活動など)の実施による環境保全活動の取り組みの推進(担当各課) ・事業者との環境保全協定締結による地域の環境美化活動への支援要請(環境課) 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域美化活動推進事業制度(アダプトプログラム)の創設による環境保全活動の推進(環境課) ・各種研修会などを通じた県、近隣市町村とのネットワークの構築(環境課) 	
	②地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収事業補助制度やごみ袋無料配布制度などによる地域コミュニティの活性化(担当各課) 			

7 用語の説明

【あ行】

アスベスト

石綿とも呼ばれる、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。耐熱、耐圧、耐摩耗、耐薬品性に富む特性のため、建築物の断熱材や吸音材等に広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮種の原因になることが明らかになり、現在では使用が禁止されている。古い建築物の解体工事に伴う粉じんが問題となっており、各種の規制・対策が講じられている。

一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成される。環境中の主な発生源は自動車排出ガスである。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響の他、温室効果のあるメタンの寿命を長くする働きがある。

ウォームピズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの室温を 20℃にし、暖かい服装を着用するビジネススタイルのこと。「ピズ」はビジネスの意味で、暖房に頼りすぎず、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。「クールピズ」の冬版として、環境省により提唱された。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールのこと。幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のこと。主な内容は、駐停車時のアイドリングストップの励行、経済速度の遵守、穏やかなアクセル操作、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果がある。これらのガスを温室効果ガスと呼び、その約 8 割を二酸化炭素が占めている。産業革命以降、温室効果ガスの大気中濃度は上昇しており、温室効果が加速している。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の他 HFC 類、PFC 類、SF₆ が削減対象の温室効果ガスと定められている。

【か行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量（人為的なもの）」を差し引いて、合計量を実質的にゼロにすること。

外来種

国外や国内の他地域からある地域に人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息または生育することとなる生物種をいう。外来種の中には、導入先の生態系、農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響を生じさせるものがあるが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来種といわれている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても、浄化槽といえは合併処理浄化槽を意味するようになっている。

簡易水道

水道法上、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する水道のうち、給水人口が 100 人を超え 5,000 人以下であるものをいう。簡易水道

事業は、水道法上では、給水人口が5,000人以上の水道事業と概ね同じ扱いであるが、小規模簡易水道事業については、消火栓設置義務が免除されるなどの若干の特例が設けられている。

環境アドバイザー制度

地域における環境保全活動の牽引役になって頂くことを目的とした環境ボランティアの登録制度のこと。群馬県環境アドバイザー登録者には、群馬県から研修の機会や環境に関する情報が提供される。

環境カウンセラー

市民や事業者などに対して、環境保全活動の推進のために、助言などの支援ができる人材として登録された人材のこと。環境省が制度を創設した。市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営などに関する相談、助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営を助言する「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談・助言を行う「事業者部門」の2つの登録部門が設置されている。

環境基準

環境基本法第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準のこと。国は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、国全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定により国の計画として定めることとされている。1994年に第1次計画が策定され、2000年の改定を経て、2006年に第3次計画が定められた。

環境GS（ぐんまスタンダード）認定制度

県内事業者が、温室効果ガスを持続的に削減するための計画（Plan）を立て、実行

（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を行う体制、いわゆる「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを支援するもの。その取り組みを群馬県が認定・公表し、地球温暖化防止に努める事業者の活動を広くPRする。

グラスゴー気候合意

2021年に開催されたCOP26にて採択された、国際的な取り決め。パリ協定の目標をアップデートしたもので、産業革命前からの温度上昇を2100年までに1.5℃に抑えるという目標が明記された。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの室温を28℃にし、それに応じた軽装化するビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といったあたらしいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。環境省によって提唱された。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指す。わが国では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者によるネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、平成13年には、国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の動き、特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導。農業体験、農山漁村地域の自然体験、農山漁村地域の生活体験など、農山漁村が育んできた自然、生活・文化のストックを広く人々に開放し、人間性豊かな余暇活動を提供するとともに、農山漁村地域の自然環境の保全や生活・文化基盤の充実、新たな産業の創出による若者の定住促進など、農山漁村地域の活性化を目指した活動が各地で展開されている。

ぐんま5つのゼロ宣言

群馬県が、災害に強く、持続可能な社会を構築及び県民の幸福度を向上させるため、2019年に宣言した。「自然災害による死者ゼロ」、「温室効果ガス排出量ゼロ」、「災害時の停電ゼロ」、「プラスチックごみゼロ」、「食品ロスゼロ」の5つの目標で構成されている。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称のこと。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。常時監視の測定データが1時間値で0.12ppmを越え、気象条件からみて汚染が継続すると認められる場合、光化学オキシダント注意報が発令される。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

【さ行】

里山

奥山等の手つかずの自然地域と都市地域の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域の概念を指す。

循環型社会

地球環境保全、廃棄物リサイクルの機運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として提示された概念を指す。2000年には、循環型社会を目指す「循環型社会基本法」が制定された。同法では循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法は、循環型社会を構築する方法として、ごみを出さない、出たごみはできるだけ利用する、どうしても利用できないごみはきちんと処分する、

の3つを提示している。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、国全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定めた計画のこと。2003年に第1次計画、2008年に第2次計画が閣議決定・国会報告された。同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取り組み、各主体の役割等を定めている。

小水道

給水人口が30人以上100人以下であり、導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道並びに専用水道以外のものをいう。群馬県小水道条例第2条第2項に規定される。

焼成処理

焼成とは、原料を高熱で焼くことにより固体の性質に変化を生じさせることで、固体粉末を融点よりも低い温度で加熱することで、焼結体という密度の高い物質になる現象を利用した処理のこと。

食育

食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育のこと。

再生可能エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称を指す。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、「石油代替エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが特に必要なもの」と位置付けられている。

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切ってAA～Eまでの6段階で類型を設けている。pH、

BOD 等の項目について、それぞれの水域類型毎に環境基準を定め、各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準値が具体的に示されている。藤岡市の河川、湖沼については、神流川と鐺川がA類型、烏川がB類型に指定されている。

生活雑排水

生活排水は、水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等の人の生活に伴い公共用水域に排出される水(排水を除く。)」と定義されている。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。未処理で河川等に放流されると汚濁負荷が増大するため、下水処理施設や合併処理浄化槽での処理が必要である。

ゼロ・エミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物の排出(エミッション)をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取り組みが進んでいる。

【た行】

単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水は未処理のまま河川などに放流されるため、今日の水質汚濁の大きな原因となっている。このため、し尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽が開発された。2001年に改正された浄化槽法では、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されたが、既に設置されている多くの単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが課題となっている。

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を併せてダイオキシン類と定義している。塩素と有機物(ベンゼン環)存在下で、銅を触媒にして生成する。特に250~400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、

急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして、1998年に成立した。2016年には、地球温暖化対策計画に定める事項に温室効果ガスの排出抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項が追加された。

【な行】

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼時に発生する。また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄分が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、かつての四日市ぜんそくがあげられ、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質としても知られている。

二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生じる物質。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

【は行】

バイオマス

もともとは生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物を資源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設廃材・林地残材等の廃木材、製紙工場からの黒液、下水汚泥などがある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古くから薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による利用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

パリ協定

2015年に開催されたCOP21にて採択された、国際的な取り決め。京都議定書の後継として、主に2020年以降の気候変動問題についての枠組みとなる。

非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称のこと。この物質の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりやすい。発生源は、自動車排出ガス、塗装・洗浄工場からの放出、石油タンクやガソリンスタンドからの揮発である。

ふじおか5つのゼロ宣言

ぐんま5つのゼロ宣言の表明を受け、令和2年に表明した。ぐんま5つのゼロ宣言と同じく、「自然災害による死者ゼロ」、「温室効果ガス排出量ゼロ」、「災害時の停電ゼロ」、「プラスチックごみゼロ」、「食品ロスゼロ」の5つの目標で構成されている。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径が10 μm （マイクロメートル： μm =100万分の1m）以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うものの他、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一時粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼす。

保健休養林

人に安らぎを与え、心身の緊張をほぐす効果のある森林のこと。国や地方自治体の制度の下で指定され、ハイキング、キャンプ、森林浴等の屋外でのレクリエーションの場として活用されている。

【ら行】

レッドリスト

環境省では、レッドデータブックの改訂作業に際して、分類群毎にまず絶滅のおそれのある種のリストを作成し、次に、このリストに基づいてレッドデータブックを編集するという2段階の作業を実施している。リストは専門家による検討を踏まえ、絶滅の危険性を評価し作成される。選定された絶滅のおそれのある種のリストを「レッドリスト」と呼ぶ。

【わ行】

ワンド

川の本流とつながっているが、水制などに囲まれて池のようになっている場所のこと。魚など水生生物に安定した生息環境を与えると同時に、様々な植生が繁殖する場ともなっている。河川に生物多様性をもたらすひとつの機能として見直されており、護岸整備をする際にワンドを形成させるケースも出て来ている。漢字では「灣処」と書き、小さな入江を意味する。

【英数字】

BOD（生物化学的酸素要求量）

BODとは、Biochemical Oxygen Demandの略称で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量を示し、河川の有機汚濁を図る代表的な指標のこと。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められている。10mg/ℓ以上で悪臭の発生等がみられ、値が大きいほど水質汚濁は著しいことになる。

COP21

「気候変動枠組条約締約国会議」（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指す。2015年に第21回目の会議がパリ（フランス）で開催され、この会議をCOP21またはパリ会議と呼び、その際採択されたものがパリ協定である。

COP26

2021年にグラスゴー（イギリス）で開催された、第26回目の「気候変動枠組条約締約国会議」を指す。この会議でパリ協定の目標をアップデートしたグラスゴー気候合意が採択された。

ISOシリーズ

国際規格認証機構（ISO：International Organization for Standardization）が発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格のこと。ISO14000シリーズとしていくつかの規格があるが、ISO14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっている。環境マネジメントシステムを

経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明となる。ISO14001 を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に対してグリーン調達を求めようになっている。

5R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce: 廃棄物等の発生抑制)」「リユース (Reuse: 再使用)」「リサイクル (Recycle: 再生利用)」の3つの頭文字をとって3Rと呼ばれる。これに「リフューズ (Refuse: ごみになるものを買わない)」、「リペア (Repair: 修理して使う)」を加えて5Rという。なお、群馬県ではリペアでなく「リスペクト (Respect: 大切に長く使う)」を加えている。

藤岡市環境基本計画（改訂版）

令和5年3月

発行 藤岡市 森林環境部 環境課
〒375-8601
群馬県藤岡市中栗須 327 番地
TEL 0274-22-1211（代表）
FAX 0274-24-9268
E-mail kankyo@city.fujioka.gunma.jp
URL <https://www.city.fujioka.gunma.jp>



ふじの咲く丘